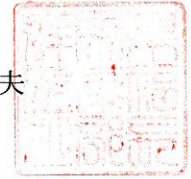


(公 印 刷 込)
介高第822-16号
平成29年1月6日

有料老人ホーム設置者 }
サービス付き高齢者向け住宅設置者 } 様

群馬県健康福祉部長 塚越 日出夫
(介護高齢課)



養介護施設従事者による高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）は、養介護施設の設置者が、その従事者に対する研修の実施、入居者やその家族からの苦情を処理する体制の整備、その他従事者による高齢者虐待を防止するための措置を講ずるものと定めています。

各施設におかれては、従前から高齢者虐待防止に向けた取組を実施されているところですが、今般、施設の設置者として留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、高齢者虐待の防止に向けた取組の強化をお願いします。

なお、現在、高齢者入居施設向け虐待防止研修を企画中であり、日程等詳細が決まりましたら、ご案内を差し上げますので、積極的な参加をお願いします。

記

1 基本的事項

- 施設の管理者は、日頃から施設職員の状況、職場環境の課題等を把握するとともに、必要に応じ、施設を運営する法人の業務管理責任者に対し報告等を適切に行って、助言や指導を受けること。
- 施設における職員のストレスを軽減するとともに、介護の質を向上させる仕組みづくりに取り組むこと。
- 群馬県有料老人ホーム等設置運営指導指針（平成22年介高第30031-1号）に定める職員の配置基準を満たすこと。特に、他の介護サービスと兼務する職員がいる場合、有料老人ホームとしての人員配置が基準を満たしているか、留意すること。職員の配置基準について疑義があるときは、施設や介護保険事業所を所管する県・市町村に相談すること。

2 虐待の未然防止に向けた取組

- 施設は自ら企画した研修を定期的実施するか、又は県や団体等が開催する研修に職員を参加させて施設内で情報共有を図ること。研修の企画に際しては、認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」（※）も積極的に活用すること。
- 苦情処理体制が管理者等の責任の下、適切に運用されること。
- メンタルヘルスに配慮した職員面接等の取組を、組織的かつ計画的に実施すること。
- 業務管理体制を常に自主的に点検し、入居者の要介護度や認知症の日常生活自立度の変化等必要に応じて、人員配置を含め体制の見直しや運用の改善に努めること。

（※）認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」

http://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail.html?CENTER_REPORT=58¢er=3

3 虐待事案の早期発見に向けた取組

- 虐待を直ちに発見し、高齢者の安全を確保するため、できる限り早い段階から、高齢者虐待の対応窓口である市町村に情報が提供される必要があること。
- 施設において虐待防止・対応に係るマニュアル、方針等を定めて職員に周知することにより、迅速な対応が図られるようにしておくこと。

（ 事務担当 保健・居住施設係
電 話 027-226-2566
M a i l kaigo-kiban@pref.gunma.lg.jp ）